

# ウクライナ戦争と激変する 欧州安全保障情勢（講演要旨）

植 田 隆 子

## 1. 背景—欧州の地域特性—地域的国際組織（NATO, EU, OSCE）の重要性

本日（2023年6月2日）は、現在、進行中のウクライナでの戦争による欧州安全保障情勢の変貌についてお話いたします。

ウクライナは、国の広さが60万3,700平方キロメートル（日本の約1.6倍、人口は4,159万人（クリミアを除く）です。（2021年：ウクライナ国家統計局のデータ）世界の他の地域と異なり、欧州では、米国・カナダとの同盟であるNATO（北大西洋条約機構）、EU（欧州連合）、OSCE（欧州安全保障協力機構）という地域的組織が安全保障面で大きな役割を持っております。

NATOにはフィンランドが2023年4月に加盟し、参加国は31か国になりました。EUの加盟国は27か国で、OSCEは全欧と北米をカバーしており、57か国が参加しております。

EUとNATOは加盟の仕方が異なっており、EUは「加盟候補国」を認定する制度があります。加盟候補国は、トルコ、北マケドニア、モンテネグロ、セルビア、アルバニア、ウクライナ、ジョージア、モルドバ、ボスニア・ヘルツェゴヴィナです。この中で、トルコ、北マケドニア、モンテネグロ、セルビア、アルバニアとは加盟交渉中、トルコとの交渉は停頓。なお、潜在的加盟候補国は Kosovo です（2024年1月4日時点）。

（追記：2023年12月14-15日、EUの首脳会議は、ウクライナおよびモルドバとのEU加盟交渉を開くと決定した。交渉開始時期は本稿執筆時点では未定。）

## 2. 関係組織の冷戦終結後の変容

1989 年からの中・東欧諸国の体制転換により、これらの国々は NATO や EU への加盟を希望しました。

他方、当時、全欧の国々が参加している欧州安全保障協力会議 (CSCE、1975 年発足) を強化することにより、欧州を安定化させる外交努力もはかられ、1992 年 7 月のヘルシンキ首脳会議の中心<sup>(1)</sup>的な議題になりました。私はこの会議にも日本政府代表団の中で出席しておりました。会議の連続体だった CSCE は 1995 年に常設機構化され、OSCE に名称変更し、ウィーンに事務局も置かれました。

冷戦と呼ばれた東西対立期の終わりは欧州の平和と安定を招かず、逆にユーゴスラヴィアでは民族対立による戦争が、ソ連の分解により、ジョージア (2008 年 8 月) やウクライナ (2014 年、2022 年 2 月のロシアによる侵攻以来) でも戦争になりました。

加盟国数が拡大して大きく変容したのは、以下の NATO と EU でした。

### (1) 北大西洋条約機構

NATO は 1949 年発足の集団防衛機構で、発足時の加盟国は、米国、カナダを含む 12 か国でした。北大西洋条約で集団防衛は以下のように取り決められています。

4 条 締約国は、いずれかの締約国の領土保全、政治的独立又は安全が脅かされているといずれかの締約国が認めるときはいつでも、協議する。

5 条 締約国は、ヨーロッパ又は北アメリカにおける一又は二以上の締約国に対する武力攻撃を全締約国に対する攻撃とみなすことに同意する。したがって、締約国は、そのような武力攻撃が行われたときは、各締約国が、国際連合憲章第 51 条の規定によって認められている個別的又は集団的自衛権を行使して、北大西洋地域の安全を回復し及び維持するためにその必要と認める行動 (兵力の使用を含む。) を個別的に及び他の締約国と共同して直ちに執ることにより、その攻撃を受けた締約国を援助することに同意する。

前記の武力攻撃及びその結果として執ったすべての措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならない。その措置は、安全保障理事会が国際的平和及び安全を回復し及び維持するために必要な措置を執ったときは、終止しなければならない。

5 条が最初に発動されたのは、冷戦期ではなく、2001 年の 9.11 対米テロ時で、最初は Eagle Assist という名称の作戦でした (2001 年 10 月中旬 - 02 年 5 月中旬に北米の上

空の監視を AWACS で支援など）。

## (2) 欧州連合

第二次大戦後、1951年に欧州石炭鉄鋼共同体（ECSC）が発足し、これを発展させて経済分野の統合を進めてきた欧州共同体は、ソ連の崩壊や旧東側の体制転換で、1993年11月発効のマーストリヒト条約以来、外交・安全保障は経済分野とは異なり、国家間の協力として共通化しました。加盟国も北欧や中・東欧に拡大しました。

現行の欧州連合条約（リスボン条約、2009年12月発効）の防衛関連主要規定は以下のとおりです。

42条7項 構成国がその領域に対する武力侵略の被害国となる場合には、他の構成国は、国際連合憲章第51条に従って、すべての可能な手段を用いてこれを援助し及び支援する義務を負う。このことは、若干の構成国の安全保障及び防衛政策の特殊な性格を害するものではない。

この分野における約束及び協力は、北大西洋条約機構のもとにおける約束と両立するものとし、このような約束は同機構の加盟国である構成国にとっては引続き共同防衛の基礎であり、かつその実施のための枠組みである。

この条項は、2015年11月13日のパリでの同時多発テロに際し、フランスの要請で同17日に発動されました。

なお、「欧州連合の機能に関する条約 連帯条項 222条」（要約：加盟国がテロ攻撃、自然災害、人為的災害に見舞われたときに共同で行動し、その手段には軍事的手段が含まれる）は、発動されたことはまだ、ありません。

## 3. ロシアと旧ソ連諸国との戦争

### (1) ロシア＝ジョージア戦争

南オセチアの独立の動きをめぐり、ロシアがジョージアに侵攻し、2008年8月7日－12日に、ロシアとジョージアの間で戦争になり、フランスのサルコジ大統領の仲介により停戦しました。サルコジ大統領が帰路、ブラッセルが寄って行った記者会見を、当時、ブラッセル勤務でした私は傍聴しましたが、すでに先行きが見えていたので緊張感はありませんでした。

## (2) ロシア＝ウクライナ戦争

2014年に一旦停戦後、2022年2月24日に戦争が再燃しました。ロシアは3月にクリミア自治共和国とセバストーポリ特別市を併合し、戦争はその後も継続しています。

NATO 諸国や EU 諸国はウクライナに対し、様々な支援を行っており、日本でも相当、詳しく報道がされております。

2014年のロシアのクリミア侵攻のときには、OSCE は、ロシアの合意もあり、特別監視ミッション (SMM) を派遣し、駐在させていましたが、2022年2月のロシアの侵攻時に退避し、3月末に終了しました。(追記：2023年11月30日-12月1日の OSCE 外相理事会での参加国の外相のスピーチでは、前年と同様、ロシアに対する厳しい批判が出された。この会議には前年と異なり、ロシアからはラブロフ外相が出席した。)

## 4. ウクライナと EU, NATO, OSCE

ウクライナと EU 間の連合協定は、2017年の9月に発効しております。連合協定は、EU の加盟過程で基盤的な役割を持っています。

ウクライナは2022年2月28日に EU に加盟申請し、同年6月に加盟候補国になりました。EU や加盟国は世界で最大規模の支援をしてきました。

ウクライナは、1991年に NATO と非加盟国の交流枠組みである北大西洋協力理事会 (NACC) に参加しました。1994年から、ウクライナは NATO と非加盟国との二者間の協力・交流枠組みである「平和のためのパートナーシップ (PfP)」に参加しております。1997年には、NATO とウクライナ間の「卓越したパートナーシップ憲章」により、「NATO ウクライナ委員会」が創設され、2023年には「理事会」に改変・強化されました。

ウクライナは独立後、1992年1月30日から、当時の CSCE に参加を始めました。前述のように、OSCE は同国には常駐ミッションを置きました。OSCE は、以下の OSCE の29の参加国と EU、及びパートナー国のタイが参加する支援プログラムにより、ウクライナでの地雷除去、化学的脅威への対処、戦争による環境の損傷のモニター、人身売買のリスクから避難民を守るなどの活動も実施してきました。(参加国は、アルバニア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、バルト3国、フィンランド、フランス、ドイツ、アイスランド、アイルランド、イタリア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、モナコ、モンテネグロ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スウェーデン、スイス、英国、米国)

## 5. 日本と OSCE, EU, NATO

### (1) CSCE/OSCE

1992年のヘルシンキ首脳会議の政治宣言及び同附属文書において、日本は、首脳会合、外相理事会、高級理事会、その他の会議に招待され、会議においては発言権を有することが規定されました。ただし、決定などには関与できません。日本が何等かの形で参加を希望したのは、地理的にCSCEに隣接しており、安全保障上の影響を受ける可能性があったからです。現在は、2006年11月に採択された手続規則に基づき、日本は恒常的に常設理事会、安全保障協力フォーラムに参加できるほか、準備委員会（Preparatory Committee）などの委員会にも参加が認められています。日本はOSCEのミッションへの要員派遣なども行い、活動に貢献してきました。

### (2) EU

70年代-80年代は、日本とECの間の経済摩擦が大きな問題でしたが、経済・通商以外の分野での広範な協力をはかり、首脳会議を年次定期化する1991年7月発出の「日・EC共同宣言（ハーグ宣言）」が、当時の小和田恒外務審議官の主導で合意、実施され、良好な協力関係が発展してきました。

日EU経済連携協定（日EU・EPA）は、2013年4月の交渉開始から約4年をかけ、2017年12月に交渉妥結した後、2018年7月に署名されました。同年12月に日EU双方の国会及び欧州議会での承認を経て、2019年2月1日に発効しました。これにより、世界GDPの約3割、世界貿易の約4割を占める世界最大級の自由で先進的な経済圏が誕生しました。本協定によりまして、高いレベルの関税撤廃・削減のみならず、知財等の高いレベルのルール構築が行われ、日欧双方の貿易・投資が促進されることが期待されています。（経済産業省ホームページより）

2011年5月、日本とEUは、国際情勢の変化を踏まえ、双方の関係を時代に即した形で発展させるため、双方の協力を包括的に規定する協定（戦略的パートナーシップ協定 日EU・SPA）の締結交渉のためのプロセスを開始することを決定しました。2013年4月に交渉が開始され、13回の交渉会合を経て、2018年2月に合意し、同年7月17日に署名されました。EPA以外の多方面の分野を対象としています。（2023年12月18日時点で、EU諸国の2か国が国内手続きを完了しておらず、暫定適用中）

### (3) NATO

2014年、安倍総理がNATO本部を訪問し、NATOと日本の国別パートナーシップ協力計画が発表されました。サイバー、海洋安保、人道支援・災害救難などが優先的協力

分野となりました。

NATO は 2022 年 6 月のマドリッド首脳会議で安保戦略である「戦略概念」を改訂し、「抑止と防衛」分野では、従来の脅威・挑戦に加え、宇宙、サイバー、ハイブリッド活動等に対する能力強化を打ち出しました。

2022 年 4 月には林外相が NATO 外相会議に、6 月には岸田総理が NATO 首脳会議に出席し、それぞれ、スピーチを実施しました。2023 年 1 月にはストルテンベルグ NATO 事務総長が訪日し、岸田総理と共同声明を発出しました。4 月には林外相が NATO 外相会議に、7 月には岸田総理が NATO 首脳会議（於：ビリニユス、リトアニア）に出席し、各々スピーチするなど、NATO との関係も強化されています。

## 6. 欧州の変動の日本への影響

欧州には EU という経済統合を中心とする組織があり、欧州諸国は米国とは NATO で深く結びついているため、国際的な影響力も持っています。EU は、国際的なレベルでのさまざまなルール・メイキングでも大きな力があります。日本は米国との結びつきが強い点では欧州の国々と同じであり、EU 諸国とは民主主義の価値も共有しております。ここ 30 年余りで、EU との連携も強まってまいりました。

NATO や EU の加盟を目指すウクライナでのロシアとの戦争は、価値の対立の側面もあります。日本は、価値感や政治体制の異なる中国やロシアに地理的に近接しております。この地域の安定と平和のためにも、欧州との意思疎通や連携は重要です。（了）

### 注

- (1) 植田隆子「CSCE ヘルシンキ・サミット 1992-追想」『書齋の窓』有斐閣、1993 年 1-2 月号

（うえた・たかこ 香川大学法学部客員教授、元 EU 日本政府代表部次席大使）

### 【編集注】

本編は、令和 5 年 6 月 2 日に行われた香川大学法学会講演会での講演の主要部分の講演者による要約でその後の情勢も補足されている。